第 26 期 報 告 書

平成23年4月 1日 から 平成24年3月31日 まで

事 業 報 告 計 算 書 類 貸 借対 照 表 損 益 計 算 書 株主資本等変動計算書

監查役会監查報告書謄本

独立監査人の監査報告書謄本

事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

第 26 期

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日



1 企業の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

事業の経過及び成果

ア 全般

(イ)これまでの経緯

多摩都市モノレールは、平成 10 年 11 月 27 日の第 期区間開業及び平成 12 年 1 月 10 日の第 期区間開業以来、多摩地域を南北に結ぶ重要な公共交通機関として定着し、第 19 期(平成 16 年度)以降は営業黒字を継続して達成してきました。

しかしながら、初期投資に伴う借入金の返済が経営を圧迫し、平成 15 年度以降債務超過に陥ったことから、平成 20 年度に「多摩都市モノレール経営安定化計画」を策定しました。これにより、会社の一層の経営努力を前提として、東京都・沿線五市・金融機関等の関係機関から経営支援を受け、財務体質の大幅な改善が図られました。

その後も乗客数は順調に伸びていましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、計画停電の実施に対応するため土休日ダイヤによる運行を余儀なくされるなど、平成 22 年度末には大きな影響を受けることになりました。

(口)第26期(平成23年度)の取組状況

東日本大震災の発生前、我が国の景気は脆弱ながらも上向きの動きを見せていましたが、この未曽有の大災害の発生は、全国の人々の生活にも大きな影響を及ぼすことになりました。被害の範囲や規模は、過去に経験した大規模災害と比べものにならないほど大きく、被災地から離れた地域でも電力不足をはじめとする二次的な影響を受けるなど、我が国の経済に長期にわたり深刻な影響を与えることになりました。

当期は、公共交通機関の最大の使命ともいえる安全管理に重点的に取り組んだ1年間となりました。運輸安全マネジメント監査受検(平成23年5月)や保安監査受検(平成23年10月)といった外部チェックに加え、異常時訓練(平成23年10月)全列車停止訓練(平成24年3月)などを実施し、社員一丸となって安全管理の徹底に取り組みました。

運輸収入については、当期の始めから多摩動物公園や国営昭和記念公園など沿線の大型集客施設が臨時休業となりましたが、これらの施設が通常営業となった後もお客様の出控えの影響が長引くなど、特に定期外の一日平均乗客数が前期比3.5%と大幅に落ち込みました。沿線大学の入学式や夏季の花火大会といった恒例の大型イベントの中止に加え、平成23年7月から9月までの期間には電力使用制限令を受けた間引き運転を実施するなど、乗客数を減少に導く要素ばかりが目

立ちました。これに対し、乗客数の増加要因は、沿線大学の学生数増加など極めて限定的なものとなりました。

このような状況の下、当期はうるう年のため営業日数が1日多いにもかかわらず、年間乗客数は延べ約4,489万人(前期比 1.3%、前々期比+0.3%) 一日平均乗客数は122,663人(前期比 1.6%、前々期比+0.1%)となり、東日本大震災の影響を大きく受けた1年間となりました。これにより、運輸収入は73億86百万円(前期比 1.8%、前々期比 1.1%)となりました。

なお、増客増収策としては、ゴールデンウィーク期間や秋の行楽シーズンにおける社員総出の駅頭販売キャンペーンや、ビール列車・ワイン列車・地酒列車の運行などを引き続き実施し、多くのお客様からご好評をいただきました。これに加えて、ウォーキングイベントについては、スタンプラリーを初めて実施するとともに、イベント開催を過去最多の12回に増加し、定期外収入のアップとリピーターの獲得に努めました。

運輸雑収については、東日本大震災後の自粛ムードや夏季の節電対策により、 もともと景気動向に左右されやすい広告収入が、以前にも増して大幅減収となり ました。構内営業では、10分間カットの理髪店の出店や既存売店のミニコンビニ 化など、顧客ニーズの変化に対応した収入アップの取組を積極的に展開しました が、結果としては、1億91百万円(前期比 11.2%、前々期比 12.9%)と大幅 に落ち込み、運輸収入と運輸雑収を合わせた営業収益は、75億77百万円(前期比 2.1%、前々期比 1.5%)となりました。

一方、営業費については、人件費が微増となりましたが、一般経費は調達における競争性確保の強化や提案型業者選定の実施等により、契約差金を大きく発生させることができました。夏季の電力使用制限令を受けた節電対策の実施による、電気動力費や水道光熱費の削減効果もあり、結果としては、前期比 0.6%の 64億 20 百万円となりました。

以上の結果、営業利益は11億57百万円となり、第19期(平成16年度)以降、8期連続の黒字を確保しました。経常利益は7億円、当期純利益は7億96百万円となり、いずれも第23期(平成20年度)以降、4期連続の黒字となりました。経常利益に減価償却費を戻し入れた償却前経常利益は、37億31百万円の黒字となり、前期比1億61百万円となっています。

イ 運輸成績

				第 25	期(平	成 22 年 月	芰)	第 26 期 (平 成 23 年 度)		
				年	間	一日平	均	年	間	一日平均
	営業	日数	(日)		365	-			366	-
	営	業 =	‡ 🗆		16.0	1			16.0	-
旅	定	期	(人)	25,68	5,046	70,3	70	25,70	6,566	70,237
客人	定期	外	(人)	19,82	2,574	54,3	08	19,18	37,925	52,426
員	伽	計	(人)	45,50	7,620	124,6	78	44,89	4,491	122,663
運	定	期	(千円)	3,12	8,256	8,5	71	3,12	2,267	8,531
輸収	定期	外	(千円)	4,39	3,445	12,0	37	4,26	3,362	11,649
λ	合	計	(千円)	7,52	1,701	20,6	07	7,38	35,629	20,179
運	輸雜	収	(千円)	21	5,350	5	90	19	1,241	523
ЦΣ	人合	計	(千円)	7,73	7,052	21,1	97	7,57	6,870	20,702

設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、176百万円であります。その主なものは窓口定期券発行機71百万円、空調機63百万円、本社棟チリングユニット 17百万円、駅舎機械警備業務関連機器10百万円、検修庫屋根遮熱塗装 7百万円などであります。主な固定資産の除却は、窓口定期券発行機119百万円、空調設備23百万円、本社棟チリングユニット6百万円などであります。

資金調達の状況

当期は新規資金調達はありません。

対処すべき課題

当社は全線開業から12年が経過し、多摩地域の皆様の生活に根差した交通機関として定着してまいりました。東日本大震災後の乗客数の回復も十分とはいえない状況の中で、今後は経年劣化に伴う設備の大規模更新や、少子高齢化の進行など社会環境の変化といった課題に対応していかなければなりません。特に技術力の継承は、多摩都市モノレールの安全運行を担保する要であり、当社が今後直面する様々な課題に機動的に対応していくために、自立的な会社経営を担う固有社員を早急かつ計画的に確保・育成していく必要があります。

当社の発展は多摩地域の発展に他ならず、今後もお客様のニーズを的確に捉えつつ、末永〈沿線地域に貢献していくためには、今まで以上に経営基盤を強固なものとすることが何よりも重要です。平成20年度に「多摩都市モノレール経営安定化計画」を策定して以後、東日本大震災の影響を除けば順調に事業を展開してまいりましたが、今後は新たに策定する中期的な経営計画をもとに、事業や設備投資の進行管理をより一層強化するとともに、時宜に適った新たな取組を実行してまいります。

多摩都市モノレールは、多摩地域の皆様をはじめとする多くの関係者の方々からのご支援の下、事業を進めております。今後も、安全・正確・快適な運行に万全を期してまいりますので、引き続きご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

	年 度	第23期	第24期	第25期	第26期(当期)
区分		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)
営業収益	(千円)	7,694,763	7,688,422	7,737,052	7,576,870
経常利益	(千円)	131,789	272,692	745,502	700,329
当期純利益	(千円)	117,403	203,289	801,431	796,639
1 株 当 た り 当期純利益	(円)	125.70	201.52	794.46	789.71
総資産額	(千円)	87,069,625	84,607,069	82,938,688	81,364,566
純資産額	(千円)	26,140,703	26,343,993	27,145,425	27,942,064
1株当たり 純資産額	(円)	25,913.19	26,114.70	26,909.16	27,698.87

- (注) 1 第21期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12 月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適 用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
 - 2 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で計算しております。

(3) 主要な事業内容

軌道法に基づく一般運輸業

(4) 主要な営業所

本社 東京都立川市

(5) 従業員の状況(平成24年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
171名	7名	42.6歳	4.78年

(6) 主要な借入先

(単位:千円)

借入先	借 入 金 残 高 (平成24年3月31日現在)
東京都	18,600,000
株式会社日本政策投資銀行	13,208,000
株式会社みずほ銀行	5,901,324
株式会社三菱東京UF」銀行	2,184,184

(7) その他企業の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

発行可能株式総数 1,008,780 株

発行済株式の総数 1,008,780 株

株主数 24 名

大株主

*4	株 主 名			当社への	出資状況	
121				持株数 (株)	出資比率 (%)	
東	京		者	鄁	805,704	79.87
西武	. 鉄 道	株 式	会	土	47,520	4.71
京王	電鉄	株 式	会	生	26,400	2.62
株 式	会 社 み	・ずほ	銀行	丁	20,537	2.04
小 田	急電鉄	株式	会社	生	15,840	1.57
株 式	会 社 三 菱	東 京 UF	FJ 銀 彳	丁	11,616	1.15
株式会	会社みずほこ	コーポレ-	- 卜銀行	丁	11,143	1.10
東京	1 電力	株 式	会	土	10,560	1.05
株式	会 社 三	井 住 友	銀行	丁	7,392	0.73
八	王	子	ਜੋ	₹	6,612	0.66
立	JII		Ħ	₹	6,612	0.66
日	野	;	Ħ	₹	6,612	0.66
東	大	和	Ħ	₹	6,612	0.66
多	摩		ਜ	र्च	6,612	0.66

(2) 会社役員に関する事項

地位	常勤または 非常勤の別	氏名	主な兼職
代表取締役 社 長	常勤	依田 俊治	
常務取締役	常 勤	鈴木 代介	
取 締 役	非常勤	安藤 立美	東京都財務局長
取 締 役	非常勤	飯 尾 豊	東京都都市整備局長
取 締 役	非常勤	村尾 公一	東京都技監(東京都建設局長兼務)
取 締 役	非常勤	金杉 和秋	西武鉄道株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	川杉 範秋	京王電鉄株式会社常務取締役
取 締 役	非常勤	嶋 崎 章 臣	小田急電鉄株式会社専務取締役執行役員
取 締 役	非常勤	石森 孝志	八王子市長
取 締 役	非常勤	清水 庄平	立川市長
取 締 役	非常勤	馬場弘融	日野市長
取 締 役	非常勤	尾崎 保夫	東大和市長
取 締 役	非常勤	阿部 裕行	多摩市長
監 査 役	常 勤	山 下 肇	
監査役	非常勤	高島豊徳	株式会社みずほ銀行公務第一部長
監 査 役	非常勤	田崎輝夫	東京都都市整備局総務部長

- (注) 1 取締役 安藤立美から阿部裕行までの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役山下肇、高島豊徳及び田崎輝夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
 - (1) 取締役 尾又正則氏が辞任し、平成23年6月24日付で尾崎保夫氏が取締役に就任いたしました。
 - (2) 平成23年6月24日付で河島均氏及び村尾公一氏が取締役に就任いたしました。
 - (3) 取締役 河島均氏が辞任し、平成23年8月17日付で飯尾豊氏が取締役に就任いたしました。
 - (4) 取締役 髙橋彰氏が平成23年6月24日付で退任いたしました。
 - (5) 取締役 黒須隆一氏が辞任し、平成24年2月7日付で石森孝志氏が取締役に就任いたしました。
 - (6) 監査役 齋藤潔氏が辞任し、平成23年12月27日付で高島豊徳氏が監査役に就任いたしました。
 - (7) 監査役 石野利幸氏が辞任し、平成23年8月17日付で田崎輝夫氏が監査役に就任いたしました。

(3) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマッ

(4) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

当社は、法令、定款及びその他の社則の遵守を企業活動の前提とする。取締役社長は、この旨を取締役及び使用人に対し継続的に伝達し、社内に徹底する。

取締役社長は、総務部長をコンプライアンス総括責任者に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

当社は、法令等に照らして疑義のある行為等を通報した使用人を保護するため、内部通報者保護規程を制定する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役社長は、総務部長を文書取扱総括責任者に任命する。

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に基づき、文書又は電磁的媒体等で記録し、適正に保存及び管理する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、常務取締役をリスク管理総括責任者に任命する。総務・運輸の各部門においては、それぞれ部門毎のリスク管理体制を確立する。

総務部門においては、運輸部門と連携し、全社的なリスクを総括的に管理する。

運輸部門においては、危機管理計画(運用指針)に基づき、自然災害や事故・故障、 犯罪行為などの危機を未然に防止し、又は被害を最小限に止め、早期に通常運行へ 回復するための体制を確立する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に基づき、定期的に事業の概況その他重要な業務に関する報告を受け、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

当社は、取締役会規則に基づき常務会を設置する。常務会は、常務会規則に基づき、経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議する。なお、平成24年5月21日開催の第160回取締役会決議に基づき「常務会」を「幹部会」に名称変更した。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部総務課社員のうち特定の者に対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた社員は、それを遂行するに当たり、取締役の指揮命令を受けない。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役の監査が実効 的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 その他当社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、常務会に出席することができる。

計算書類

(会社法第435条第2項に基づく)

第 26 期

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

貸借対照表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書



貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科目		金額	科目	金額
【資産の部】			【負債の部】	- HA
流動資産		8,566,006	流動負債	4,185,923
現 金 及 び 預	金	2,101,302	短 期 借 入 金	2,794,472
未 収 運	賃	132,973	未 払 金	572,977
有 価 証	券	5,439,708	未 払 費 用	454,697
貯蔵	品	52,174	未 払 法 人 税 等	4,620
前 払 費	用	2,866	未 払 消 費 税	32,839
未収	金	643,000	前 受 運 賃	262,876
繰 延 税 金 資	産	183,545	預り金	21,043
そ の	他	10,435	預 り 保 証 金	39,760
			そ の 他	2,636
<u>固定資産</u>		72,798,560	<u>固定負債</u>	49,236,578
有 形 固 定 資 産		70,222,819	長期借入金	49,035,740
土	地	30,131,939	退職給付引当金	200,838
建	物	14,964,295		
構築	物	14,375,769		
車 両 運 搬	具	5,469,059	負 債 合 計	53,422,502
機械装	置	4,964,330		
工具器具備	品	303,415		
建設仮勘	定	14,009		
無形固定資産		179,163	【 純 資 産 の 部 】	
電話加入	権	3,276	株 主 資 本	27,942,064
ソフトウェ	ア	175,887	資 本 金	100,000
			資 本 剰 余 金	. 55,555
			その他資本剰余金	25,923,299
投資その他の資産		2,396,577	利益剰余金	<u> </u>
投資 有 価 証	券	2,319,279	その他利益剰余金	4 040 704
	金	50	繰越利益剰余金	1,918,764
┃	並 用		深处心 三米一	1,918,764
区别别加 <u>多</u>	H	77,247		
			純 資 産 合 計	27,942,064
資 産 合	計	81,364,566	負 債・純 資 産 合 計	81,364,566

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成 23 年 4月 1日 至 平成 24 年 3月 31日)

(単位・千円)

	1	(単位:十円)
科目	金	客頁
営 業 収 益		
運輸収入	7,385,629	
運輸 雑 収	191,241	7,576,870
	191,241	7,570,670
。 		
運 送 費	3,029,674	
一般管理費	182,709	
諸祝日祖親	176,200	
減価償却費		6 410 010
	3,031,326	6,419,910
営 業 利 益		1,156,959
一		
受取利息及び配当金	783	
有価証券利息	16,711	
受 託 手 数 料	58,292	
雑 収 入	37,552	113,339
小正 4人 / (01,002	110,000
営業外費用		
支払利息	568,030	
雑 支 出	1,939	569,970
, тр. Д. Ш.	1,000	000,010
		700,329
税引前当期純利益		700,329
法人税、住民税及び事業税	4,620	
法人税等調整額	100,930	96,310
当期 純利益		796,639

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

 自
 平成23年4月1日

 至
 平成24年3月31日

(単位:千円)

		株 主	資本		
		資本剰余金	利益剰余金	株主資本	純 資 産 合 計
	資 本 金	その他	その他利益剰余金	株主資本計	
		資本剰余金	繰越利益剰余金		
平成23年4月1日残高	100,000	25,923,299	1,122,125	27,145,425	27,145,425
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	796,639	796,639	796,639
事業年度中の変動額合計	-	-	796,639	796,639	796,639
平成24年3月31日残高	100,000	25,923,299	1,918,764	27,942,064	27,942,064

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・・ 償却原価法(定額法)によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法 ・・・・ 貯蔵品は個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

構築物に含まれる鉄軌道事業取替資産 ・・・ 取替法によっております。

上記以外の資産 ・・・・・・・・・ 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 38年~50年、構築物 20年~57年、車両運搬具 24年、機械装置 9年~20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 ・・・・・・・ 従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額を計 上しております。

- (4) 設備資金借入に係る開業時までの支払利息は、建設原価として建物等の固定資産の取得原価に含まれております。
- (5) 消費税等の処理方法 ・・・ 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) リース資産

該当する事項はありません。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理を行っております。

(7) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土 地	30,131,939 千円	(30,131,939 千円)
建物	14,964,295 千円	(14,964,295 千円)
構築物	14,329,276 千円	(14,329,276 千円)
車両運搬具	5,469,059 千円	(5,469,059 千円)
機 械 装 置	4,964,330 千円	(4,964,330 千円)
工具器具備品	303,415 千円	(303,415 千円)
合 計	70,162,316 千円	(70,162,316 千円)
担保に係る債務			
短期借入金	2,794,472 千円	(2,794,472 千円)
長期借入金	22,935,740 千円	(22,935,740 千円)
	25,730,212 千円	(25,730,212 千円)

上記のうち()内書は軌道財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

42,807,499 千円

3. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減少	当事業年度末
普通株式	1,008,780 株	-	-	1,008,780 株

- 5. 税効果会計に関する注記
 - (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却費	647,512 千円
退職給付引当金	71,578 千円
繰 越 欠 損 金	680,358 千円
そ の 他	25,762 千円
繰延税金資産小計	1,425,212 千円
評価性引当額	1,241,667 千円
姆 	183 545 千円

裸 延 柷 金 負 産 合 計

(2) 法人税率の変更等による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に 関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開 始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴 い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事 業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平 成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は12,941千円減少し、法人税等調整額は同額増加していま す。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用する主な固定資産は以下のとおりであります。

資	産	の	種	類	資	産	の	内	容
車	両	運	搬	具		電車車両1編成	(4両 -	· No.16編成)	

- なお上記所有権移転外ファイナンス・リース契約については取引の開始日が企業会計基準第13号 (注) 「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理を行っております。
- 7. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

	会社等 の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		ᄪᄙ	邢门合始		期末残高
属性			役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	新木烷同 (千円)
主要株主	東京都	被所有 (79.9)	4	人員の 派遣	資金の借 入(注1)	-	長期 借入金	18,600,000
工女怀工					業務の 受託(注2)	57,135	未収金	617,702

- (注1) 東京都からの借入金は無利息、最終償還日は平成45年3月25日です。
- (注2) 価格等の取引条件は、市場実勢等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
- 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

27,698 円 87 銭

(2) 1株当たり当期純利益

789 円 71 銭

9. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、資金管理委員会を設け、その時の余剰資金と借入金の約定返済など支払いのバランスを考慮の上、国債・地方債など安全性の高い金融資産への投資に限定しております。また、投機的な取引は行わず、資金調達については銀行借入による方針です。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権として把握している運輸雑収の未収金は顧客の信用リスクがありますが、取引先別に 未収金の金額並びに期日管理を実施しております。借入金は一年以内に返済期日の到来する ものを短期借入金に、一年超のものを長期借入金としておりますが、いずれも設備に関する借入 金で実質的には長期借入金であります。一部の借入金は変動金利であり、金利変動のリスクに 晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位:千円)

	貸借対照表上 計上額	時 価	差額
現金預金	2,101,302	2,101,302	-
有価証券	5,439,708	5,440,774	1,066
投資有価証券	2,319,279	2,321,688	2,409
短期借入金及び長期借入金	51,830,212	45,482,728	6,347,483

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

現金預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお外貨建ての現金預金はありません。

有価証券並びに 投資有価証券

これらの時価については、日本証券業協会が公表した売買参考値等によっております。 なお貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表上 計上額	時 価	差額
時価が貸借対照	(1)地方債	143,901	143,964	62
表計上額を超え	(2)社債	2,246,416	2,250,161	3,744
るもの	小 計	2,390,318	2,394,125	3,807
	(1)地方債	35,980	35,946	34
時価が貸借対照 表計上額を超え	(2)社債	1,601,689	1,601,391	297
ないもの	(3)譲渡性預金	3,731,000	3,731,000	-
	小 計	5,368,669	5,368,337	332
合	計	7,758,988	7,762,463	3,475

短期借入金及び長期借入金

(単位:千円)

(単位:千円)

				(
借入金の種	類	貸借対照表上 計上額	時 価	差額
短期借入金		168,804	168,804	-
一年内返済予定	有利子	2,241,668	2,238,764	2,903
長期借入金	無利子	384,000	378,403	5,596
長期借入金	有利子	22,631,740	22,915,734	283,994
	無利子	26,404,000	19,781,021	6,622,978
合 計		51,830,212	45,482,728	6,347,483

短期借入金については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また長期借入金(1年内を含む)の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。無利子の長期借入金には東京都(18,600,000千円)沿線5市(7,500,000千円)及び日本政策投資銀行からの借入金(688,000千円)が含まれております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

1年超~ 2年超~ 3年超~ 4年超~ 1年内返済 借入先別 5年超 合 計 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内 東京都 18,600,000 18,600,000 沿線5市 7,500,000 7,500,000 日本政策投 1,316,000 1,268,000 980,000 7,254,000 1,310,000 1,080,000 13,208,000 資銀行 民間銀行 1,309,668 1,309,668 1,309,668 1,309,668 1,312,368 5,802,368 12,353,408 合 計 2,625,668 2,619,668 2,577,668 2,389,668 2,292,368 39,156,368 51,661,408

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超3年以内
現金預金	2,101,302	-
有価証券及び投資有価証券	5,439,708	2,319,279
合 計	7,541,011	2,319,279

10. 重要な後発事象に関する注記 該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月28日

多摩都市モノレール株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員

公認会計士 矢 野 浩 一

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多摩都市モノレール 株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわ ち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附 属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」について通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年6月5日

多摩都市モノレール株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 肇

監 査 役 高 島 豊 徳

監 査 役 田 崎 輝 夫

(注)監査役山下 肇、高島 豊徳、田崎 輝夫の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に 定める社外監査役であります。